

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月3日
【会社名】	株式会社IMAGICA GROUP
【英訳名】	IMAGICA GROUP Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 長瀬 俊二郎
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目14番2号
【電話番号】	03 - 5777 - 6300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 梅田 英士
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目14番2号
【電話番号】	03 - 5777 - 6300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 梅田 英士
【縦覧に供する場所】	株式会社IMAGICA GROUP （東京都港区海岸一丁目14番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年9月2日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年9月2日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式3,332,464株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2025年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

52株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数が52株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を所有する者は三日月株式会社及びクレアートのみとなる予定であるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第15条（電子提供措置等）及び定款附則第2条の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	428,263	235	-	（注）1	可決 99.94
第2号議案	428,287	233	-	（注）1	可決 99.94

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上